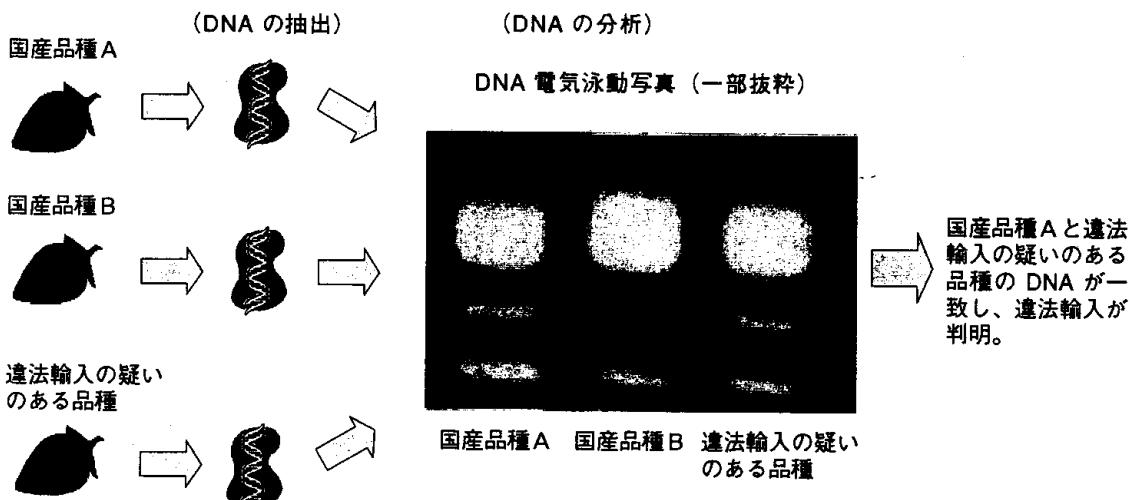


## 農産物にかかる近年の主な育成者権の侵害事例

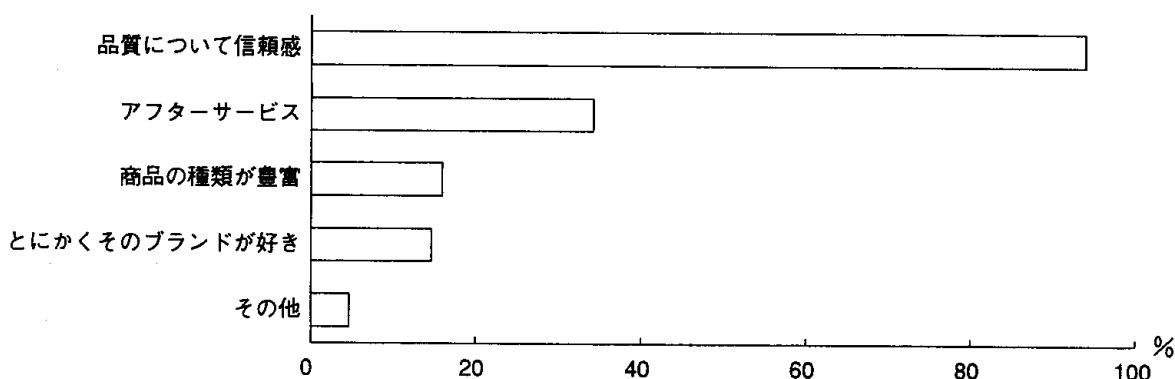
植物名	いんげん	とうもろこし	とうひん	いぐさ	とうとう	大豆
品種名	雪手亡	レッドパール	とちおとめ	ひのみどり	きたおとめ	しゅまり
概要	種苗が無断で持ち出され、その収穫物が中国や韓国から輸入・販売された疑い。					

資料：農林水産省作成。

## DNA 鑑定による品種識別



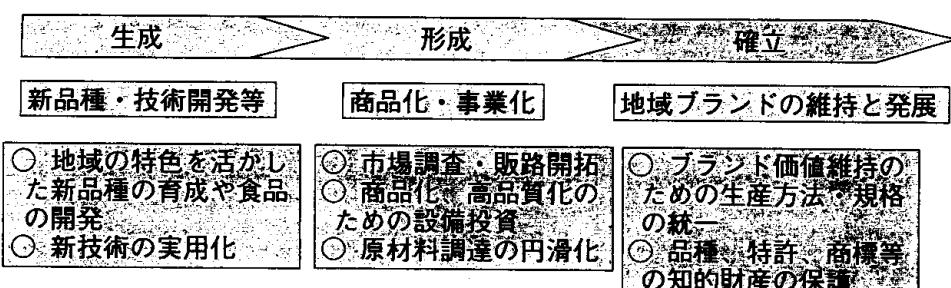
## 商品購入の際にブランドを重視する理由（複数回答）



資料：公正取引委員会「ブランド力と競争政策に関する実態調査報告書」(15年6月公表)

注：14年度公正取引委員会消費者モニター1,000名を対象として実施（回収率92.7%）。

## 地域ブランドが確立されるまで



資料：農林水産省作成。

**(WTO交渉の枠組み合意の成立)**

2001年11月、第4回WTO閣僚会議においていわゆるドーハ・ラウンドが立ち上げられました。農業についても、モダリティ<sup>\*1</sup>の確立に向けて交渉が行われていました。しかし、各国の立場の違い等を背景に、モダリティ確立の期限とされていた2003年3月末までに合意が得られず、同年9月にカンクンにて開催された第5回WTO閣僚会議においても、具体的な合意が得られませんでした。

2004年3月、交渉が再開され、7月にはモダリティの基礎となる枠組みについて合意が成立しました。このうち農業分野については、高い関税ほど大幅な削減を行う一方で重要品目については別の取扱いとすることとされたことなど、我が国の主張が一定程度反映されたものとなりました。

**(今後のWTO交渉への取組)**

枠組み合意後は、モダリティの確立に向けて交渉が行われているところですが、今後とも、「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能の維持等を図る観点から、柔軟性があり、輸出国と輸入国のバランスがとれた現実的な貿易ルールが確立されるよう、交渉に臨んでいく必要があります。

**(我が国ではアジア諸国との間を中心にEPA／FTAの取組が本格化している)**

近年、世界的に経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）<sup>\*2</sup>が急増しています。我が国は、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとして、EPA／FTAの取組を積極的に進めています。これまでにシンガポール及びメキシコとの間のEPAはそれぞれ発効し、2004年11月には日・フィリピン経済連携協定の内容について大筋で合意に達しました。現在も、マレーシア、タイ、韓国と政府間での交渉が行われており、2005年4月からはASEAN全体との交渉が開始される予定です。

**(EPA／FTAの取組は戦略的かつ前向きに進めていく必要がある)**

2004年11月、アジア各国とのEPA交渉に積極的に取り組む観点から、農林水産省の方針として「みどりのアジアEPA推進戦略」が策定されました。この戦略に沿って、アジア各国とのEPAを推進し、我が国を含むアジアにおける食料安全保障や食の安全・安心の確保、農山漁村の発展等を図ることとされています。

今後のEPA／FTAの取組に当たっては、農林水産業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保や我が国農林水産業における構造改革に悪影響を与えないよう十分留意しつつ、我が国の基幹品目や地域の農林水産業における重要品目など守るべきものを守り、譲れるものは譲るとの基本的考え方で対応するとともに、「みどりのアジアEPA推進戦略」に沿って、国産農産物の輸出拡大を図るなど、戦略的かつ前向きに取り組んでいくことが必要です。

【第I章第3節（2）（P.95）参照】

\* 1 卷末【用語の解説】を参照。

\* 2 卷末【用語の解説】を参照。

## WTO農業交渉の枠組み合意のポイント（2004年7月）

市場アクセス	高関税品目ほど大幅削減、重要品目は別の取扱い、上限関税は役割を評価したうえで是非を検討、重要品目への配慮があって交渉のバランスは達成 等
国内支持	「黄」の政策・「青」の政策・「デミニミス」に該当する補助金の総額が多い国ほど大幅削減、「黄」の政策は品目ごとに上限を設定 等
輸出競争	輸出補助金等を期限を設定して撤廃 等

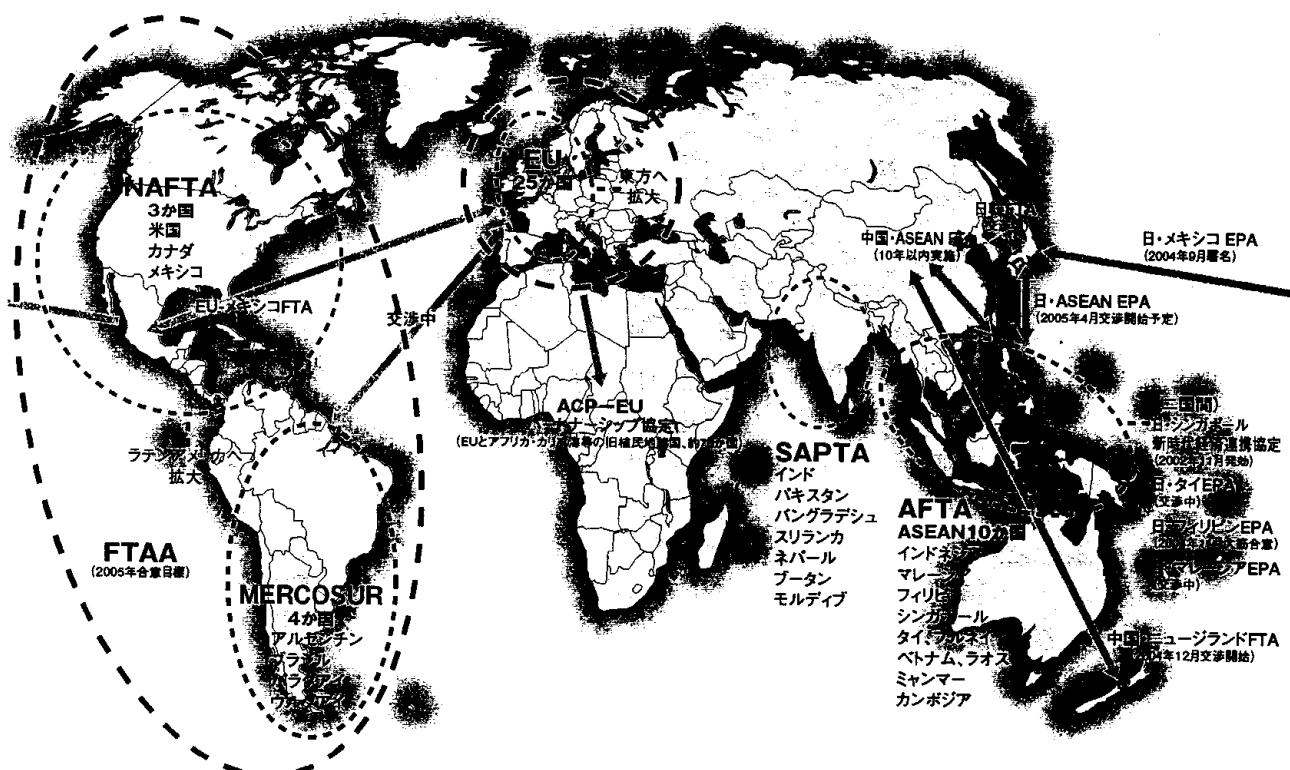
資料：農林水産省作成。

## 経済連携の取組

2002年	日・シンガポール新時代経済連携協定発効
2003	韓国との交渉開始
2004	フィリピン、マレーシア、タイとの交渉開始 日・メキシコ経済連携協定署名
2005	日・フィリピン経済連携協定大筋合意 日・メキシコ経済連携協定発効 ASEAN全体との交渉開始（予定）

資料：農林水産省作成。

## 世界の経済統合の状況



資料：経済産業省資料を基に農林水産省で作成。

- 注：1) NAFTA : North American Free Trade Agreement。北米自由貿易協定。
- 2) FTAA : Free Trade Area of the Americas。米州自由貿易地域。
- 3) MERCOSUR : Mercado Comun del Sur。南米南部共同市場。
- 4) SAPTA : South Asian Preferential Trade Arrangement。南アジア特恵貿易協定。
- 5) AFTA : ASEAN Free Trade Area。ASEAN自由貿易地域。

## 【第Ⅰ章「食の安全・安心と安定供給システムの確立」のポイント】

### 第1節 食の安全・安心をめぐる動向と課題

- ・ 食の安全・安心にかかる諸問題の発生により、消費者の購買行動は安全・安心を重視したものへと大きく変化。
- ・ 行政等は、食品等の安全性確保、家畜防疫体制の強化、食品表示の適正化、トレーサビリティ・システムの確立等、生産段階から消費段階にわたる総合的な取組を推進。また、施策の策定に際してリスクコミュニケーションの実施。
- ・ 生産者・事業者は、食の安全及び消費者の信頼の確保のために社会的責任の自覚と実践が不可欠。また、消費者も食に関して適切な判断能力を身に付けることが必須。
- ・ 我が国のBSE全頭検査について、科学的な観点からの検証を踏まえた見直しを検討。日米BSE協議は、食の安全・安心を大前提として協議を継続。  
高病原性鳥インフルエンザについては的確な国内防疫措置と国際連携を実施。

### 第2節 食料消費と食料自給率の動向

- ・ 食料消費は食の簡便化志向に対応した調理食品等が増加し、これに伴い輸入製品や輸入原材料が増加。
- ・ 食品産業では、競争環境の激化、国内農業生産の対応不足等を背景に、原材料調達のグローバル化が進行。今後、食品産業と国内農業の連携強化が必要。
- ・ 我が国の農産物輸入構造は、加工品の増加、小口化、特定国への輸入依存等が特徴。食の安全及び消費者の信頼や食料の安定供給の確保の観点からはぜい弱性が内在。
- ・ 食料自給率低下は、長期的には食生活の変化が主因。国内生産の加工・業務用需要への対応不足も影響。
- ・ 前食料・農業・農村基本計画のもとでの生産・消費両面の取組不足が自給率横ばいの要因。新たな食料・農業・農村基本計画では重点的に取り組むべき課題を明確化。自給率目標は、供給熱量ベースを基本に生産額ベースもあわせて設定。食料安全保障の観点から、平常時より食料供給力の要素である農地・農業用水、担い手、農業技術の確保等が必要。
- ・ 豊かな食生活を享受する一方で、食生活上の問題や大量の食品ロスが発生。地産地消の取組の推進とともに、国民が食について考え、健全な食生活を実現していくよう、食育の一層の推進が重要。

### 第3節 世界の農産物需給と農産物貿易交渉の動向

- ・ 世界の穀物生産には、人口の増加、環境問題等中長期的には多くの不安定要因が存在。
- ・ 東アジアでは、中国の農産物純輸入国への移行に加え、輸出入額の増加と域内依存度の上昇、輸入品目の多様化、特定品目の輸出等の特徴。今後、人口増大、食料消費の増加・多様化に伴い、世界の農産物貿易における東アジアの影響力が強まる可能性。
- ・ WTO交渉は、ドーハ・ラウンドの枠組み合意が成立。今後、「多様な農業の共存」を理念とする我が国の主張反映の努力と、国際規律の強化等の流れにも対応し得るよう、国内農業の競争力の強化と国境措置に過度に依存しない政策体系の構築が重要。
- ・ 世界各地でEPA/FTAが急増。我が国は、メキシコとの協定が発効、フィリピンとの交渉は大筋で合意。マレーシア、タイ、韓国とは交渉中。
- ・ EPA/FTA交渉に当たっては、「守るべきものを守り、譲れるものは譲る」との考え方で対応するとともに、「みどりのアジアEPA推進戦略」に沿って、戦略的かつ前向きに対応していく必要。

# 第Ⅰ章 食の安全・安心と安定供給システムの確立

## 第1節 食の安全・安心をめぐる動向と課題

食料は、すべての国民にとって、健康で充実した社会生活を送るうえで欠かすことのできない重要なものである。

かつて、輸送技術や保存技術が未発達な時代は、地域で生産された食べ物がその地域で消費されることにより、生産者と消費者は近い関係にあった。

しかし、ライフスタイルの変化や社会経済のグローバル化とともに、大量生産・広域流通の進展や外食、加工食品などの増加がみられるなかで、「食」と「農」の結び付きが弱まり、その距離が拡大してきた。こうした距離の拡大は、消費者と生産者の間の意思疎通を難しくするとともに、今日の食にかかわる様々な問題を引き起こす一つの要因になっていると考えられる。

本節では、国民の食の安全・安心に対する関心が高まるなかで、食に携わる行政、生産者、事業者や消費者の信頼構築に向けた「顔の見える関係づくり」の重要性とともに、その具体的な取組状況や課題を明らかにする。

### (1) 食の安全・安心をめぐる情勢の変化

#### (国民の食の安全・安心に対する関心が高まっている)

国民は、現在、かつてないほど多様で豊かな食生活を享受している。その一方で、近年、輸入農産物における基準値を超えた農薬の残留、食品の偽装表示、国内や米国でのBSE（牛海绵状脑症）<sup>\*1</sup>の発生、アジアでの高病原性鳥インフルエンザ<sup>\*2</sup>の発生等が相次いでいる（表Ⅰ-1）。また、食品の危害要因は、腸管出血性大腸菌O157等の病原物質や環境汚染物質を含め多岐にわたっている。現代の食品の大量生産・広域流通の体制のもとで、食品の事件や事故が発生すれば、その被害と影響は、広範囲かつ多数の人々に及ぶおそれがある。

こうした最近の大きな情勢変化のもとで、国民の食の安全・安心に対する関心は高まっている。

#### (消費者は食の安全・安心を重視した購買行動をとっている)

食品供給の各段階についての消費者の不安感をみると、輸入農産物や農畜水産物の生産過程、製造・加工工程に不安を感じる割合が高く、家庭での取扱いや小売店等の段階に不安を感じる割合は低くなっている（図Ⅰ-1）。このように、生産者、製造者等と消費者の間の距離感の違いが、消費者の食の不安感に影響を与えているとみられる。

また、消費者自らの対応策として、食品の安全性に関する知識がふえた者のうち5割の者は、値段より安全性を重視する行動をとっている（図Ⅰ-2）。さらに、問題を起こした事業者の食品の買い控え行動をとるなど、食の安全・安心を重視した購買行動をとるよ

\*1 卷末〔用語の解説〕を参照。

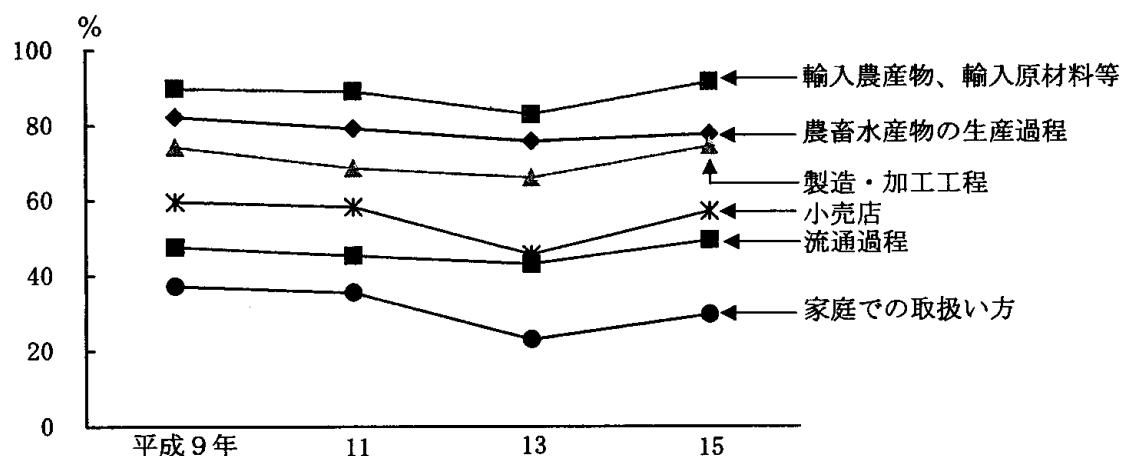
\*2 卷末〔用語の解説〕を参照。

表 I - 1 近年の食の安全・安心等に関する主な出来事

時 期	内 容
平成 8 年 11	5月 腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒の発生
	2月 ダイオキシン含有騒動（一部報道による風評被害により、埼玉県産野菜等の販売に影響）
	夏 魚介類の腸炎ビブリオ菌による食中毒が多発
12	9月 茨城県東海村における核燃料施設臨界事故（地場農産物の販売に影響）
	3月 国内で口蹄疫の発生
	6月 大手乳業会社の低脂肪乳中の黄色ブドウ球菌毒素大規模食中毒の発生
13	夏 食品の異物混入等（食品会社は大規模な自主回収の実施）
	9月 国内でBSE（牛海绵状脳症）の発生
	1月 食肉等の不正表示事件が多発
14	5月 無認可添加物使用問題発生
	6月 残留農薬の基準値を超えた輸入冷凍ほうれんそうの回収相次ぐ
	7月 無登録農薬使用問題発生
15	4月 トラフグ養殖業者によるホルマリン使用問題発生
	7月 食品安全基本法が施行、食品安全委員会の設置
	11月 国内でコイヘルペスウイルス病発生
16	12月 卵の賞味期限不正表示事件発生 米国でBSE発生
	1月 国内外で高病原性鳥インフルエンザ発生（アジアを中心に被害拡大）
	7月 輸入野菜の産地偽装事件発生

資料：農林水産省作成。

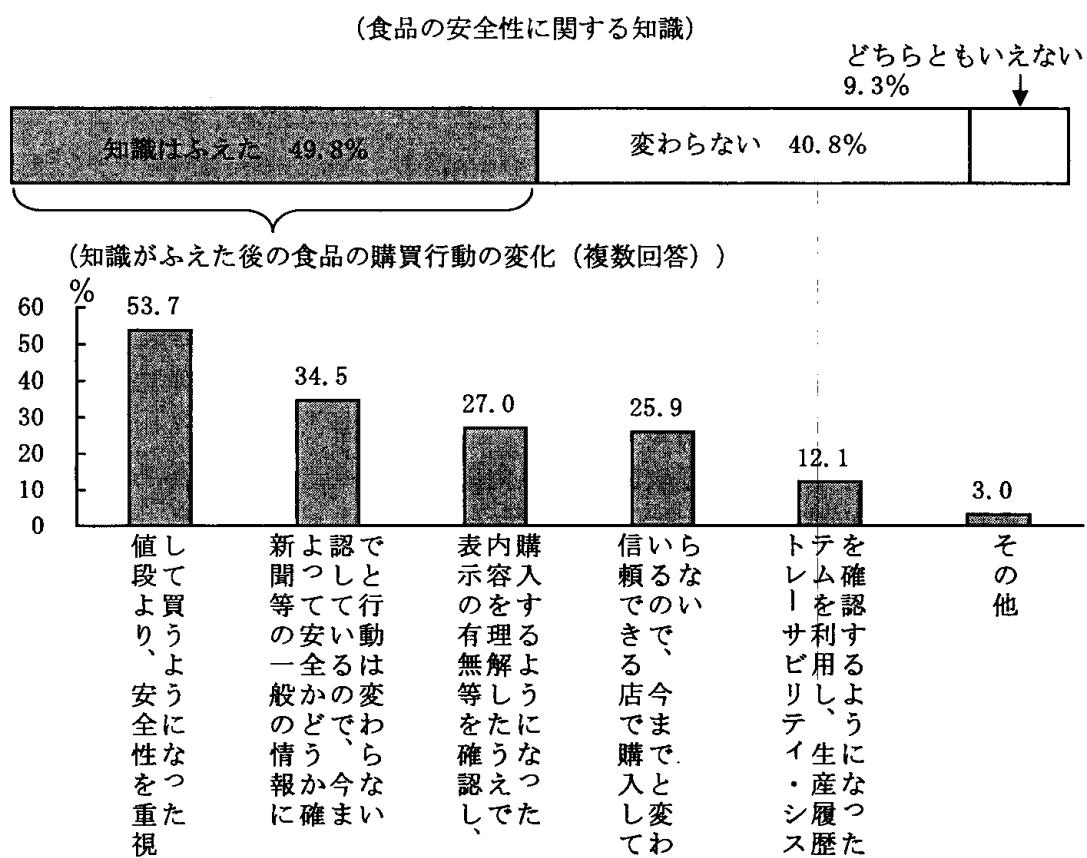
図 I - 1 食品供給の各段階における消費者の不安感の変化（複数回答）



資料：農林水産省「食料品消費モニター第1回定期調査（食品の安全性について）」（16年6月公表）

注：全国主要都市に在住する食料品消費モニター1,021名を対象として実施したアンケート調査（回収率98.2%）。

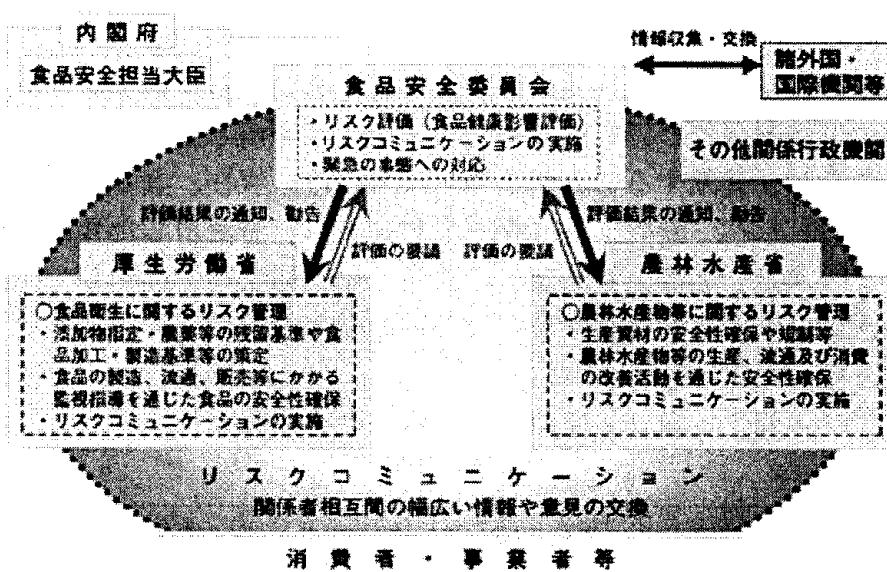
図 I - 2 食品の安全性に関する知識と食品の購買行動の変化



資料：農林漁業金融公庫「食生活や食育に関するアンケート調査」（16年8月公表）

- 注：1) 全国の主婦を対象として実施したインターネット調査（回答総数2,047）。
- 2) 「過去1年間で食品の安全性に関する知識がふえたかどうか」を聞いたものである。

図 I - 3 食品安全行政の体制



資料：農林水産省作成。

うになってきている<sup>\*1</sup>。

## (2) 食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた取組と課題

(食の安全及び消費者の信頼の確保に向けて生産段階から消費段階にわたる様々な取組が進められている)

政府は、食にかかわる様々な問題の発生を教訓として、国民の健康保護を最優先に食品の安全性の確保に取り組むため、平成15年に食品安全基本法を制定するとともに、食品安全委員会の設置や関係行政機関の再編による新たな食品安全行政を発足させた（図I-3）。現在、関係府省が連携して、食品をとおして有害微生物や有害化学物質等を摂取することによる健康への悪影響の発生を防止、または抑制するために、科学に基づいたリスク分析を活用して総合的な施策を展開している。

農林水産省では、新たな食品安全行政に的確に対応するための指針である「食の安全・安心のための政策大綱」（15年6月決定）を取りまとめた。これに沿って、生産段階から流通段階にわたるリスク管理施策の実施による食品の安全性確保や消費者の信頼の確保に関する施策を推進している。例えば、生産段階では、農薬や肥料等の生産資材の適正な使用の推進と取締り等を徹底するとともに、人畜共通感染症予防を含む家畜防疫体制の強化等のリスク管理に関する様々な施策を推進している。また、それらの施策の策定に当たっては、適切なリスクコミュニケーションの実施に努めている。さらに、消費者の信頼を確保するため、食品表示の適正化やJAS規格の見直し、トレーサビリティ・システム（生産流通情報把握システム）<sup>\*2</sup>の確立等を推進している。

また、生産者や事業者は、これらの食品安全行政の枠組みのもとで、食の安全及び消費者の信頼の確保に向けた様々な取組を進めている。

### （消費者等の関係者に対しリスク分析の考え方について普及啓発等が必要である）

政府は、食品の安全性に関する消費者等の関係者の懸念や意見を施策に反映する取組として、リスクコミュニケーションの推進を図っている。

リスクコミュニケーションでは、情報の透明性を確保しながら、関係者が食品に由来する健康リスクとその低減措置について話し合い、共通理解を得るよう努力し、それぞれの責務、役割に応じて参加、貢献することが求められている。現在、農林水産省では、ホームページ<sup>\*3</sup>やメールマガジン<sup>\*4</sup>「食の安全・安心トピックス」を活用した食品の安全性等に関する情報の提供を行うとともに、食品安全委員会、厚生労働省と連携して全国各地で実施している食品の安全性に関する意見交換会等で関係者と情報や意見を交換し、意見の施策への反映を図っている。

しかし、リスクコミュニケーションは新しい取組であるため、食品安全行政の基本的考

\*1 日本生活協同組合連合会「全国生活協同組合意識調査」（15年7月公表）。日生協加盟店のうち組合員数で上位30位までの地域購買生協の組合員から無作為抽出した6,000名と、（社）中央調査社に委託した一般消費者（住民基本台帳から無作為抽出された25～69歳の女性）850名を対象として実施したアンケート調査（回収率はそれぞれ73.5%、56.9%）。

\*2 卷末「用語の解説」を参照。

\*3 農林水産省のホームページ：<http://www.maff.go.jp>

\*4 農林水産省のメールマガジン：<http://www.maff.go.jp/mail/index.html>

え方や食品に関する知識等について、より多くの消費者、事業者等の関係者に普及していくとともに、意見交換会への参加を促す必要がある。

そのため、行政は引き続きリスク分析の考え方について普及啓発するとともに、わかりやすく正確な情報提供や関係者の意見表明の場を確保する必要がある。

#### (正確でわかりやすい食品表示が必要である)

消費者は、自ら食品の製造、加工、流通過程を確認することはできないことから、食品に表示された様々な情報は購入時の重要な判断材料であり、食品表示が果たす役割は大きい。このため、食品表示については、「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」等に基づき、その取扱いが具体的に規定されている。また、食品表示に限らず、商品の内容について消費者に対し、著しく優良であると示す表示は、「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」に基づき禁止されている。

生鮮食品については、名称と原産地がJAS法に基づく品質表示基準による義務表示となっているが、食品販売店における表示の実施状況をみると、すべての生鮮食品に適正な表示が行われていた店舗は、名称では79.9%、原産地では68.9%にとどまっている<sup>\*</sup>。

また、食品の容量や大きさなどによっては、表示に用いられる活字が小さくて見づらいなどの苦情も消費者から寄せられている。さらに、食の安全・安心への関心が高まるなかで、使用農薬の表示等の生産履歴情報の不足に対する不満も多い<sup>\*\*</sup>。このような消費者の不満を解消するためには、トレーサビリティ・システムの構築等による表示方法を含め、事業者の創意工夫によるわかりやすい表示が求められている。

今後、さらに正確でわかりやすい食品表示を行うために、事業者は、食品表示制度等に基づく取組を徹底する必要がある。また、行政は、引き続き、食品表示の監視指導及び違反への厳正な措置を行うとともに、食品表示の信頼性を高めていく観点からJAS規格や品質表示基準の内容等の充実を図ることが求められている。

#### (生産者、事業者と消費者の間には情報量の格差がある)

消費者は、食品表示制度に基づき表示された情報以外にも、食品に関する様々な情報を求めている。

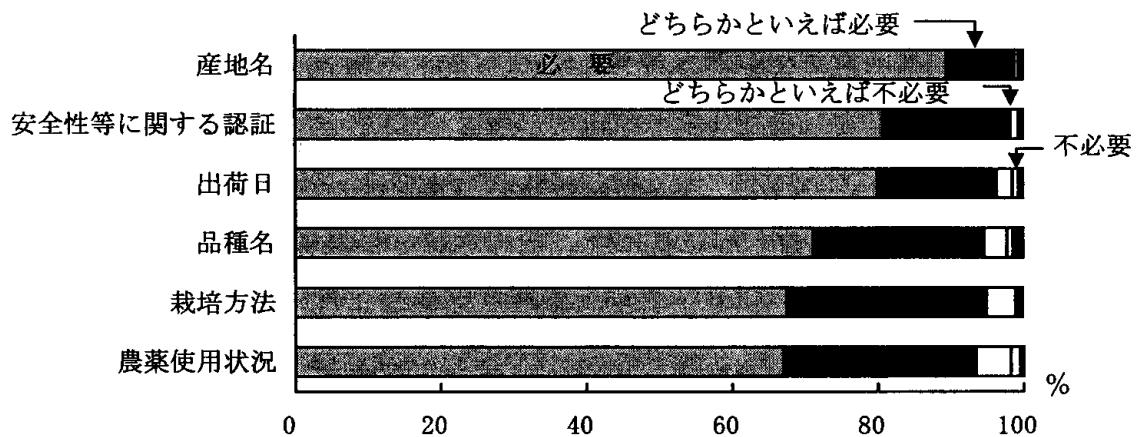
生鮮野菜の購入時に消費者が必要とする情報をみると、8割以上の者が「産地名」、「安全性等に関する認証」、「出荷日」をあげている（図I-4）。また、「栽培方法」、「農薬使用状況」を必要とする割合も高い。

これらの消費者の関心が高い情報に対する生鮮野菜供給の各段階の情報提供に関する意識をみると、例えば出荷日の情報が販売時に提供可能とする者の割合は、生産者で7割、食品卸売業で6割、食品小売業で3割の順で低くなっている（図I-5）。また、収穫日、農薬使用状況等の情報についても、流通段階で割合が低下しているため、消費者の求める

\*1 農林水産省「生鮮食品等の小売店舗及び中間流通業者における表示の実施状況調査（16年度上半期）」（16年4月～16年9月調査）。全国の小売店舗（21,790店舗）で販売されている生鮮食品の品質表示について調査。

\*2 独立行政法人国民生活センター「国民生活動向調査」（15年2月公表）。政令指定都市及び東京23区に居住する世帯人員2人以上の世帯で家庭生活の切り盛りと管理に責任をもつ20～69歳の女性3,000名を対象として実施したアンケート調査（回収率70.7%）。

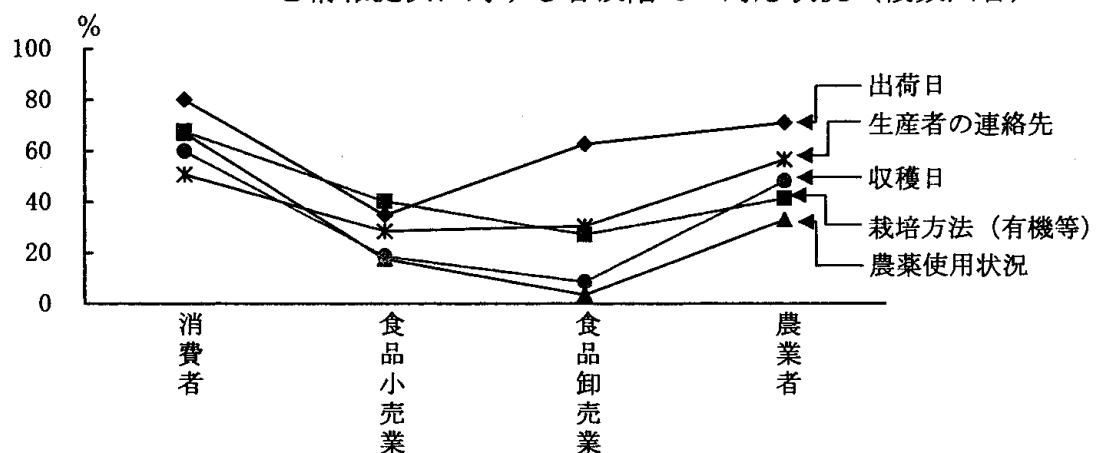
図 I - 4 生鮮野菜を購入する際に消費者が必要とする情報



資料：農林水産省「野菜の生産流通情報に関する意識・意向調査」（16年8月公表）

注：農林水産情報交流ネットワーク事業において、全国に配置している情報交流モニター等の中から農業者モニター（756名）、流加工業者モニター（504名）、消費情報提供協力者（1,480名）を対象として実施したアンケート調査（回収率はそれぞれ79.6%、80.8%、94.5%）。

図 I - 5 生鮮野菜を購入する際に消費者が必要とする情報と情報提供に対する各段階での対応状況（複数回答）



資料：農林水産省「野菜の生産流通情報に関する意識・意向調査」（16年8月公表）

注：図 I - 4 の注釈参照。

情報ニーズに対応できていない状況にある。このうち栽培方法や農薬使用状況については、食品小売業者や食品卸売業者もその提供の必要性を感じているが、実際の取組との間にはかい離が生じている。

#### (消費者はトレーサビリティ・システムの構築に期待している)

食品の安全性や品質等に関して、生産者や事業者が有する情報の提供や照会ができる仕組みとして、トレーサビリティ・システムがある。多くの消費者は、このシステムの構築により、生産過程の透明性や安全・安心の確保が図られると期待している<sup>\*1</sup>。

食品流通段階でのトレーサビリティ・システムの構築に向けた取組状況をみると、「すべて及び一部の食品に導入済み」と「導入予定や現在検討中」を含めると食品製造業では46.0%、食品卸売業では44.4%、食品小売業では34.0%となっており、取組が進みつつある(図I-6)。しかし、食品の製造、卸売、小売の各段階の連携が図られておらず、事業者がそれぞれ単独で取組を進めるものが大半となっている。

このため、農林水産省では、既存の商品コードや情報媒体と接続可能で、生産から流通、消費に至る食品供給行程をとおして適用できるシステムの開発に取り組んでいる。また、こうしたシステム開発においては、電子タグ等を用いた、いつでも、どこでも、誰でも簡単にコンピュータが使える技術(ユビキタス・コンピューティング)の活用が注目されている。

トレーサビリティ・システムは、食品とその情報の追跡、遡及のためのシステムであり、食品の安全性の管理や品質管理等を直接的に行うものではないことから、食品の安全性は、あくまで食料供給に従事する人々の具体的な行動によって確保されることを十分に認識する必要がある。

さらに、今後、事業者単独による取組を、生産段階から流通、消費段階に至る全体のシステム構築に結び付けていくためには、必要となる情報の範囲やその伝達方法・入力項目等の標準化、コスト負担のあり方について、関係者の共通理解の醸成を図りつつ、横断的な連携体制の確立が必要である<sup>\*2</sup>。

#### [コラム：食品の生産履歴情報の公開などに役立つIT（情報技術）の二次元コード]

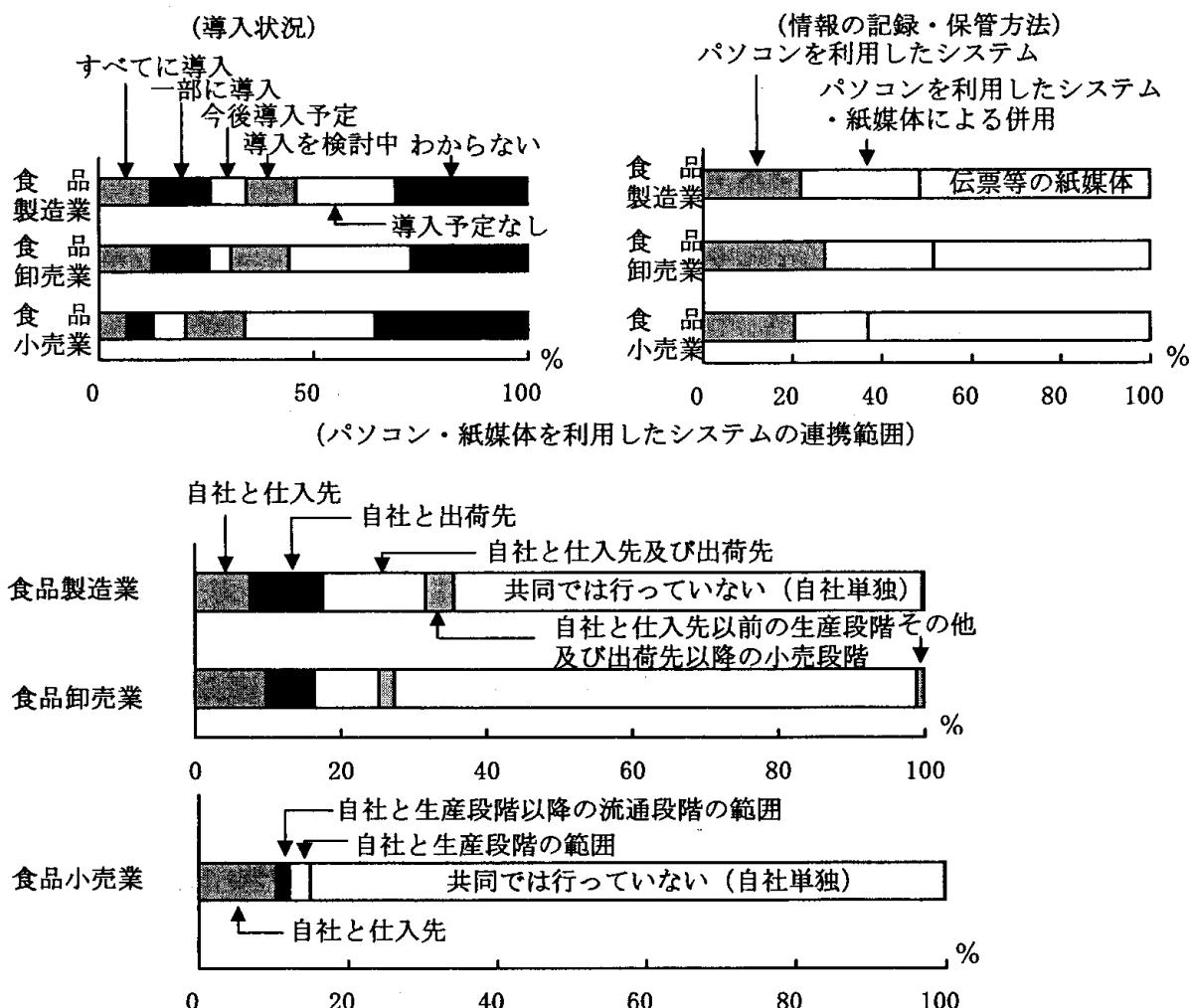
商品を購入する際に、売り場で金額等の情報を読みとるために、縦に何本かの線が一定の間隔で並んだ形のバーコードが広く利用されています。最近、2cmほどの四角い黒枠のなかに不規則な形で印字されている白黒のモザイク模様が、食品、雑誌の記事、ポスター等の片隅に掲載され始めていることをみなさんご存知ですか。これは二次元コードと呼ばれており、従来のバーコードより数十倍から数百倍の情報を扱うことができます。最近の食の安全・安心に対する関心が高まるなかで、食品の生産履歴情報等を公開するサービスの提供の際にも用いられています。

例えば、コードの読みとり機能がある携帯電話で二次元コードを撮影すると、食品の生産履歴情報などが携帯電話の画面に文字情報として表示され、さらにワンタッチでホームページに接続し、より詳細な情報をその場で確認できます。食品の売り場などで知りたいと思ったら、すぐに

\*1 農林水産省「食料品消費モニター第1回定期調査（食品の安全性について）」(16年6月公表)。図I-1の注釈参照。

\*2 農林水産省「平成15年度食品産業動向調査」(16年8月公表)。図I-6の注釈参照。

図 I - 6 トレーサビリティ・システムの導入状況等の実態



資料：農林水産省「平成15年度食品産業動向調査」（16年8月公表）

- 注：1) 日本標準産業分類による食料品製造業（940企業）、飲食料品卸売業（940企業）、飲食料品小売業（960企業）を対象として実施した調査（回収率はそれぞれ80.9%、79.5%、75.7%）。
- 2) （情報の記録・保管方法）は、（導入状況）で「すべてに導入」、「一部に導入」、「今後導入予定」、「導入を検討中」と回答した企業を対象として実施。
- 3) （パソコン・紙媒体を利用したシステムの連携範囲）は、（情報の記録・保管方法）で「パソコンを利用したシステム」、「システム・紙媒体の併用」と回答した企業を対象として実施。

情報が得られ、食品のホームページのアドレスや識別番号を自宅のパソコンに入力して確認する手間が省けるなどのメリットがあります。

また、食品メーカー等のなかには、生産履歴情報以外にも料理のレシピなど様々な情報を公開しているものもあるようです。食品の安全性を確保する取組は、生産者や事業者が主体的に取り組むことが最も重要ですが、消費者との顔の見える関係づくりや、付加価値サービスの提供による国産農産物の差別化を図るうえでも、こうした最新の情報技術（IT）の積極的な活用に期待が集まっています。

みなさんも、食品などを購入する際に、二次元コードを携帯電話等で読み込んで様々な情報を確認してみてはいかがでしょうか。

#### 野菜の生き立ち携帯電話で確認

二次元コードを読みとっている写真



携帯電話のカメラで  
二次元コードを撮影

文字情報やホームページの  
アドレスを表示

ホームページに接続して  
生産履歴をみられる

#### （事業者には法令遵守と消費者重視の取組強化が求められている）

食にかかわる様々な問題が頻発し、事業者は消費者の信頼を回復するための取組を行っているが、依然として3割以上の消費者は、不正表示が行われたり、問題が起こっているなどの理由で食品企業を信頼していない状況にある<sup>1</sup>。また、現在でも不正表示等の発生は後を絶たないのが実情である。

消費者の安全で健康な社会生活に直接影響を与える事業者は、安全かつ品質の優れた食品を提供することはもとより、社会的なモラルに沿った企業活動を行うことにより、消費者の信認を得ることが不可欠である。また、食品事故に伴う事業者の自主回収について、6割の消費者はその内容や規模に関係なく回収すべきと考えているが、3割の消費者は食品の安全性にかかわらなければその必要はないと考えている<sup>2</sup>。このような状況のもとで、事業者には、どのような判断基準で自主的な食品回収を行うかについて、適切な判断が求められている。

このため、事業者には、自らの経営方針や消費者対応の方針等を明らかにした自主行動基準の策定と、これに基づく事業運用、情報の公開や意見交換による消費者との信頼関係の構築に取り組むことが求められている。

\*1 農林水産省「食料品消費モニター第2回定期調査（消費者と生産者・食品事業者等との顔の見える関係づくりのための方策について）」（16年8月公表）。全国主要都市に在住する食料品消費モニター1,021名を対象として実施したアンケート調査（回収率98.0%）。

\*2 農林水産省「食料品消費モニター第2回定期調査（消費者と生産者・食品事業者等との顔の見える関係づくりのための方策について）」（脚注1参照）

### (消費者も食に関して適切な判断能力を身に付けることが求められている)

16年に全面的に改正された消費者基本法で掲げられている自立した消費者とは、自ら進んで必要な知識を習得し、情報を収集し、意見を表明する自主的かつ合理的な活動主体として捉えられている。

食の安全・安心に関しては、膨大な情報が様々な媒体を通じて提供されるなかで、必要な情報とそうでないものを整理したうえで、消費者が自らの購買行動を通じた選択や意見の表明を社会に対して行っていくことが期待されている。そのためには、正しい知識や自らの経験等によって培われた知識に基づき、食品選択に関する適切な判断能力を身に付けることが求められている。

食品の安全性を確保するために消費者は、行政等による情報提供、十分な検査と監視、食品メーカー等の生産・流通履歴情報等の開示、信頼できる生産者やスーパー等からの購入に加えて、消費者自らが適切な判断能力を身に付けることを最も必要と感じている(図I-7)。消費者がこうした判断能力を身に付けていくためには、行政や事業者等からの情報を正しく理解し、身近な食に携わる者との対話等をもとに、日頃から食について考え、関心をもっていくことが大切であると考えられる。

### (食に対する消費者等の信頼を回復するには、食品の安全性を確保したうえで互いに顔の見える関係づくりが重要である)

食品の安全性を確保するために様々な取組が行われているが、食にかかわる様々な問題の原因には、豊かな食生活を国民が享受する過程で「食」と「農」の距離が拡大し、生産から流通、消費にかかわる各主体の顔が互いに見えにくくなつたために、各主体に求められている社会的な役割を十分に果たし得なかつたことも影響していると考えられる。

このため、今後とも行政等は適正なリスク管理により食品の安全性を確保したうえで「食」と「農」の距離を縮小するため、互いに顔の見える関係づくりを進めるという観点に立って取組を進めることが重要である。具体的には、まず消費者と生産者・事業者の信頼関係を構築することが基本であり、生産者・事業者は、農薬取締法やJAS法等に規定されている制度を確実に守つていくなどの社会的責任の自覚と実践が重要である。また、消費者は、食の安全に関する情報等を正しく理解し、正確な知識や経験によって裏打ちされた受信力とともに、消費者のニーズを生産者・事業者による活動や行政施策に的確に反映させていくため発信力の向上が必要である。

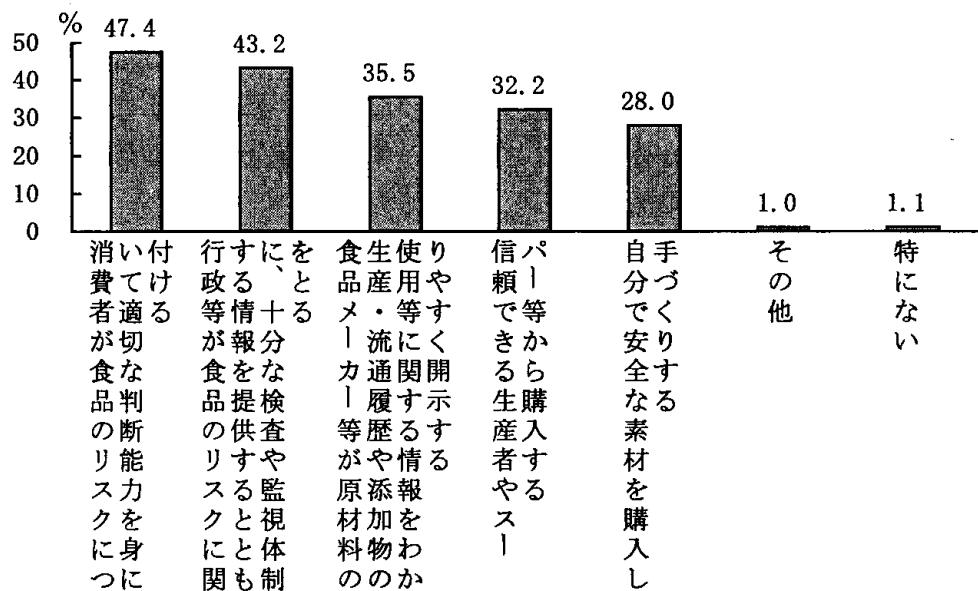
### (3) BSE、高病原性鳥インフルエンザ問題への対応

#### (BSEにかかわる安全・安心を確保するための対策が講じられてきている)

13年9月、我が国で最初のBSEが発生するとともに、BSEと人の変異型クロイツフェルト・ヤコブ病との関連<sup>\*1</sup>にも注目が集まり、食の安全に関する問題をめぐって国内は

\*1 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)は、BSE発生牛の異常プリオンたんぱくを体内に取り込むことなどによりすることなどによって感染、発症すると考えられているが、人にBSEの異常プリオンたんぱくが感染して中枢神経に広がつていくメカニズムについては、現時点では十分解明されているとはいえない。

図 I - 7 食品の安全性を確保するために必要なもの（複数回答）



資料：農林漁業金融公庫「食生活や食育に関するアンケート調査」（16年8月公表）

注：全国の主婦を対象として実施したインターネット調査（回答総数2,047）。

表 I - 2 主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE 検査	健康牛	すべて	一部	30か月齢以上のすべての牛
	神経症状牛等	すべて	一部 (30か月齢以上)	24か月齢以上のすべての牛
	死亡牛	24か月齢以上のすべての牛	(20~27万頭)	24か月齢以上のすべての牛
判定方法	エライザ法と ウエスタンプロット法 もしくは免疫組織化学検査	エライザ法と 免疫組織化学検査	エライザ法と ウエスタンプロット法 もしくは免疫組織化学検査や 病理組織検査	
特定危険部位除去	【全月齢】 頭部、せき柱、せき髄 回腸遠位部	【30か月齢以上】 頭蓋、脳、三叉神経、 眼、せき柱 及び 【全月齢】扁桃、小腸	【12か月齢以上】 頭部、せき柱、せき髄 及び 【全月齢】腸	
飼料規制	反すう動物由来のもの  X X 反すう動物 豚・鶏	反すう動物由来のもの  X O 反すう動物 豚・鶏	反すう動物由来のもの  X X 反すう動物 豚・鶏	
月齢の 判別方法	牛の出生情報を記録する トレーサビリティ・システム	記録または歯列による判別	牛の出生情報を記録する トレーサビリティ・システム	

資料：農林水産省作成。

大きな混乱に陥った。こうした緊急的な事態に対処するため、厚生労働省では、BSE対策の一環として、同年10月には、と畜されるすべての牛について、BSE検査及び特定危険部位の除去を実施することとした。BSE検査については、欧州各国は自国の発症例等を踏まえて検査対象を主に30か月齢以上の牛に限定している。しかし、我が国では、当時、国内初のBSE感染牛が発見された直後で検査をしていない肉が流通することへの強い不安があったことを踏まえて、月齢にかかわらずすべての牛を対象とする国際的にみてきわめて厳しい措置を導入した（表I-2）。

また、15年には、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（牛肉トレーサビリティ法）が制定され、15年12月から生産段階に、16年12月から流通段階にそれぞれ適用された。これにより、国内で飼育される牛について、その出生から消費者に提供されるまでの間の追跡が可能となり、国産牛肉に対する信頼の確保が図られることとなった。

#### （リスク評価を踏まえたBSE検査の見直しが進められている）

BSE対策のもとで、既にと畜場において420万頭を超えるBSE検査を実施し、17年3月までに死亡牛の検査によるものを含め16頭のBSE感染牛が見つかっているが、発生当初のような大きな混乱はみられないようになっている。また、この対策が当時の緊急的な事態のなかで導入されたこともあり、発生後の3年間は、その有効性等についての検証は行われてこなかった。

このため、リスク評価機関である食品安全委員会は、と畜場におけるBSE検査に関するデータや欧州等のBSE関連データの蓄積を踏まえて、科学的な観点から国内のBSE対策の検証を行った。16年9月には、その検証結果が「日本における牛海绵状脳症（BSE）対策について－中間取りまとめ－」として取りまとめられ公表された（表I-3）。

この報告書を踏まえて、リスク管理機関である厚生労働省と農林水産省は、国内におけるBSE対策に関し、同年10月、と畜場におけるBSE検査の対象から生後20か月齢以下の牛を除外することや飼料規制の実効性確保の強化等について食品安全委員会に諮問した。

また、政府は、この見直しが行われた場合においても自治体が自主的に20か月齢以下の牛の検査を実施する場合、経過措置として、引き続き国による補助を当分の間行う措置を講じることによって、国内のBSE対策の見直しに伴う消費者や生産者の不安の解消を図ることとしている。

BSEは、科学的に解明されていない部分が多い疾病である。このため、食品安全行政を担う関係府省は、国民とのリスクコミュニケーションに十分に取り組みながら、BSE対策を講じていくことが必要である。

#### （日米の牛肉輸入再開について食の安全・安心を大前提として協議を行っている）

15年12月、米国においてBSE感染牛が確認されたことに伴い、我が国は米国からの牛肉等の輸入を直ちに停止した。同月29日には、第1回日米局長級会合が開催され、BSE感染牛に関する情報提供を受けた（表I-4）。

その後、米国への現地調査団の派遣や第2回日米局長級会合を経て、16年4月の第3回

表 I - 3 「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について  
－中間取りまとめ－」のポイント

人へのBSE感染リスク	・人に感染を起こすリスクは、現在の特定危険部位（SRM）除去及びBSE検査により、効率的に排除されているものと推測される。
BSE検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、特定危険部位除去措置を変更しなければ、それにより変異型クロイツフェルト・ヤコブ病のリスクが増加することはないと考えられる。</li> <li>・約350万頭に及ぶ検査により20か月齢以下のBSE感染牛を確認することができなかったことは、今後、我が国のBSE対策を検討するうえで十分考慮に入れるべき事実である。</li> <li>・検査方法については、今後とも改良が行われるべきものと考えられる。</li> </ul>
特定危険部位除去と BSE発生対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定危険部位除去は、BSE発症牛の体内的異常プリオンたんぱく質の99%以上が特定危険部位に集中していることから、人のBSE感染リスクを低減するために非常に有効な手段である。</li> <li>・と畜・解体の際、交差汚染を防止することは人のBSE感染を低減するうえで重要である。</li> <li>・現在行われている飼料規制の実効性について、行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である。</li> </ul>

資料：農林水産省作成。

表 I - 4 日米BSE問題の経緯

年	月日	事項	概要
平成 15	12/24	米国でBSE感染牛を確認	ワシントン州 1997年生まれ
	〃	米国から牛肉等の輸入停止	
	12/29	日米局長級会合（第1回）	BSE感染牛確認の報告
	12/30	米国BSE対策発表	30か月齢以上の特定危険部位除去等
平成 16	1/8~18	米国へ現地調査団派遣	今後BSEが発生する可能性を指摘
	1/23	日米局長級会合（第2回）	BSE対策措置の説明
	2/5	国際専門家調査団報告書公表	米国対策は不十分、米国とカナダのリスクを一体として評価する必要性
	3/15	米国サーベイランスの強化を発表	高リスク牛を可能な限り多く実施
	4/24	日米局長級会合（第3回）	16年夏を目指して結論を出すよう努力
	5/18~7/22	ワーキンググループ（3回開催）	日米双方の科学的知見を整理した報告書を取りまとめ
	9/22	日米首脳会談	できる限り早期に輸入再開することの重要性について意見が一致
	10/21~23	日米局長級会合（第4回）	全月齢の特定危険部位除去、20か月齢以下と証明される牛由来である牛肉とするなどの条件、枠組みのもとで科学に基づく双方の牛肉貿易を再開するとの認識を共有
	11/12	第1回牛の月齢判別に関する検討会	肉質による月齢判別の可能性につき専門家で協議
	11/28~12/5	米国及びカナダでの現地調査	生産記録に基づく月齢判別等について専門家で調査・協議
平成 17	12/16, 17	日米の専門家による意見交換会	実務担当者による現地調査のフォローアップ、牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究について意見交換
	1/19	第2回牛の月齢判別に関する検討会	「牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究」の最終報告書について、科学的な観点から意見交換
	2/8	第3回牛の月齢判別に関する検討会	「牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究」の最終報告書について、科学的な観点から検討し、最終的な検討結果を報告書として取りまとめ

資料：農林水産省作成（17年3月31日現在）。

注：本表は、日米BSE問題にかかる実務者の会合等の動きを中心にとりまとめた。

日米局長級会合が行われた。同会合では、日米の専門家・実務担当者によるワーキンググループを設置して、BSEの定義・検査方法をはじめ、専門的・技術的事項についての協議を進めるとともに、日米双方が国内での議論を深め、16年夏を目処に、両国産牛肉の輸入再開について結論を出すよう努力することが合意された。同会合を受けて、双方の科学的知見を整理するため、ワーキンググループを3回開催し、7月には、これまでの議論の結果が報告書として取りまとめられた。この報告書では、米国のBSE対策について、BSE検査や特定危険部位除去の実施方法についての日米間での相違や米国の飼料工場に対する交差汚染防止対策の必要性、これまで実施してきた監視（サーベイランス）等の問題点を指摘している。

また、9月の日米首脳会談では、BSE問題について、できる限り早期に日米間で牛肉貿易を再開することが重要であることについて意見が一致した。また、問題解決に向け、引き続き牛肉貿易再開にかかる具体的な事項について協議を行うことも確認された。

#### （日米間で科学的知見に基づいて牛肉貿易を再開するとの認識を共有している）

10月の第4回日米局長級会合では、日米牛肉貿易の再開にかかる条件と枠組みについて、両国において必要な手続きが完了されることを条件に牛肉貿易を再開するとの認識を共有した。また、具体的な貿易再開に当たっては、今後の両国の専門家及び実務者による詳細な検討作業や、我が国における食品安全委員会による審議など、両国において必要な手続きが完了することが必要であることが確認された。さらに、米国産牛肉の貿易再開に関し、牛の月齢判別手法を検証するため、両国の専門家によって枝肉の格付け及び品質属性に関する協議を継続することとなった。このため、米国農務省は「牛枝肉の生理学的成熟度に関する研究」を実施することとした。我が国は、客観的なデータに基づき科学的な知見から判断していくことが必要であるため、11月に専門家からなる「牛の月齢判別に関する検討会」を開催し、米国の研究に関する検証等を行った。

さらに、12月には、米国の専門家との意見交換会を開催し、米国で実施している研究の最終報告書の案について意見交換を行い、米国は、日本の専門家の指摘事項を米国で検討のうえ、最終報告書を取りまとめて日本に提示することとなった。また、1月には、同検討会において、米国から提出された最終報告書の内容について専門的、科学的な観点から意見交換を行い、日本の専門家から指摘された統計分析上の課題等に関し、米国側に追加情報の提出を求めた。その後、2月には米国からの追加情報を含めた最終報告書について科学的な観点から検討し、検討結果を同検討会の報告書として取りまとめた。3月には、米国国務長官と首相との会談において、BSE問題については、食の安全の視点からしっかりと国内手続きを踏み、科学的な基準に基づいて解決を図るべき問題であることを我が国から説明した。

米国産牛肉の貿易再開問題については、これまでも、消費者等の食の安全・安心の確保が何よりも重要であるとの基本的な考え方のもと、国内と同等の安全性が確認されることが必要との方針で、米国と協議をしてきた。今後とも米国産牛肉の貿易再開に関する会合を重ねつつ、輸入再開のための具体的な条件を決めていくことが必要である。また、本問題に対しては、科学的知見に基づき、国民の理解を得ながら適切に措置を講じていくことが必要である。

## (高病原性鳥インフルエンザ等の防疫に関しては国内のみならず国際連携が重要である)

16年1月、79年ぶりに国内で発生した高病原性鳥インフルエンザは、3月までに山口県、大分県、京都府で発生し、約27万5千羽の家きんが防疫措置の対象として埋却処分された。

同病は、我が国での発生と前後して、東アジアを中心に大規模な発生が確認され、一部の国では、人への感染も確認されたことから、国民の大きな関心を集めた。

我が国では、一部、飼養者から通報がなされなかつことなどにより一時的に社会不安を招いたが、発生地における関係者の適切な防疫措置により、鶏への感染は最小限にくい止められた。

国内への感染経路については、農林水産省に「感染経路究明チーム」が設置され、6月には、朝鮮半島等から渡り鳥によって国内にウイルスが持ち込まれた可能性を指摘する報告書が取りまとめられている。

同病は、その後もアジア諸国を中心に多くの国や地域で発生しており、国内においては、今後とも家畜伝染病予防法及び同法に基づく特定家畜伝染病防疫指針等に基づいた発生防止や早期発見のための適切なモニタリングの実施、発生後のまん延防止措置の徹底等を図ることが重要である。また、現在でもアジア諸国を中心に世界各地で発生が続いていることから、情報交換や技術協力等を通じた国際連携を図ることが不可欠である。

## 第2節 食料消費と食料自給率の動向

我が国は、かつてないほど豊かな食生活を享受しているが、最近の食料消費については、世代を問わず簡便化志向が強まっており、調理食品や加工食品が増大している。このような食の変化に対応するため、食品産業では厳しい競争環境を背景として、低価格の原材料を安定的に調達する動きが顕在化している。国内農業はこのようなニーズに十分対応できずにいるため、食品産業における原材料調達はグローバル化し、消費者は食料の生産・流通の実情がよくわからないまま日々の食生活を送っている。このように、食料の生産から消費に至るまでの具体的な姿や農業・農村の実態が消費者にとってみえにくいものとなっており、「食」と「農」の距離が拡大していることが、食料自給率の低下、国民の食生活の乱れ、健康面における不安等の問題を生む背景の一つとなっている。

本節では、このような食の変化とこれを支えている食品産業等の動きや、食料自給率の動向について現状を検証し、我が国の食生活がかかえている課題について明らかにする。

### (1) 食料消費の動向

#### (最近の景気回復基調のもとでも食料消費は低迷している)

我が国の経済は、平成10年度以降デフレ傾向が続き、失業率、倒産件数とも過去最悪の水準となつたが、15年度には失業率が13年ぶりに前年から低下し、16年度に入ると、企業収益や設備投資の増加、個人消費の緩やかな回復がみられるなど、景気は堅調に推移した。

食料消費についてみると、食料品消費者物価指数は10～15年度の間に4.2ポイント下落した。また、世帯員1人当たり実質食料消費支出は、この間、ほぼ一貫して低調に推移し、10～15年度の間に3.2%減少した。主な品目別にみると、この間にパン、めん類、油脂・調味料、調理食品、飲料を除いてすべて減少した。また、米、魚介類、肉類については10%

超の大幅な減少がみられ、特にBSE発生の影響を受けた牛肉については21%の減少となった。このように、ほぼすべての品目で、世帯員1人当たり実質食料消費支出が減少するなか、調理食品のみが一貫して増加を続けるといった特徴がみられた。

16年度（4～12月）に入ると、米が大きく減少し、増加傾向にあった調理食品が減少する一方、減少基調にあった外食は増加に転じた（表I-5）。また、牛肉が大きく減少する一方、豚肉は増加した。特に、7月には米、魚介類、肉類が減少し、飲料やめん類が増加するなど、夏の記録的な猛暑の影響が一時的にみられた。

#### （年齢による所得や志向等の違いが食料消費の購買行動に影響を与えている）

少子高齢化が加速するなかで、年齢別の消費行動の変化が経済社会にもたらす影響の強まりが注目を集めている。人々は一生涯での消費額を一生涯で使えるお金と等しくなるように各年代ごとの消費水準を調整する傾向をもつため、若い時には消費を減らして貯蓄を行い、老後には、その貯蓄を取り崩しながら消費を行うと考えられている。

世帯主（単身世帯を除く）の年齢別に世帯員1人当たりの消費動向の特徴をみると、可処分所得及び消費支出は、50歳以上層が他の世代に比べて高くなっている（図I-8）。また、12年と16年の平均消費性向<sup>\*1</sup>についてみると、50歳未満層の伸びに比べ、50歳以上層の伸びが上回っており、特に60歳代層では8.5ポイント上昇している。このように、50歳代以上層では消費行動の強まりがみられており、特に60歳代層の消費支出は30歳代層を4割上回っている。

世帯主の年齢別に主な食料品の購入単価についてみると、多くの品目において60歳以上の世代の購入単価が40歳未満の世代の購入単価を上回っており、例えば、生鮮肉では70歳以上の購入単価が29歳以下の購入単価を48ポイント上回っている（図I-9）。

また、若い世代の食料消費が経済性や簡便性の志向が強いのに対して、年齢があがるほど、経済性よりも健康・安全性や国産志向が強いという特徴がみられる<sup>\*2</sup>。

このように50歳代及び60歳代を中心とする世代は、子どもの教育や住宅ローン等の負担がかなりの程度軽減されて子どもの独立や老後に備えたある程度の貯蓄がある場合には、時間的にも金銭的にも一定のゆとりが生まれていることが考えられる。

#### （食の簡便化が進むなかで、輸入製品や輸入原材料がふえている）

食の簡便化志向は若い世代を中心に広がっているが、品質志向の強い中高年齢世代においても、世帯員の減少等に伴い食品を消費する単位が少量となり、家庭で調理しても食材費の節約が図りにくいや、品質や利便性、保存性の向上等を背景として調理食品や加工食品の利用が広がっている。このように世代を問わず消費者の簡便化志向が強まるなかで、様々な形で調理、加工されて消費される農産物がふえている。例えば野菜という1つの農産物をみても、少量パックされたサラダの詰め合わせ、炒め物用の手軽な具材やスープのパック、皮むき・カット済みの商品、魚介類や肉類等と盛り合わされた鍋物用の材料

\*1 平均消費性向とは、可処分所得に対する消費支出の割合である。

\*2 農林漁業金融公庫「地元農畜水産物への意識や購入に関するアンケート調査」（16年2月公表）。過去に農林漁業金融公庫が実施した調査に回答した者の中から、全人口の年代構成比に応じて各年代層から無作為に抽出した1,250名を対象として実施（回収率63.3%）。

表 I - 5 実質食料消費支出の推移（全国・全世帯、前年同期比）

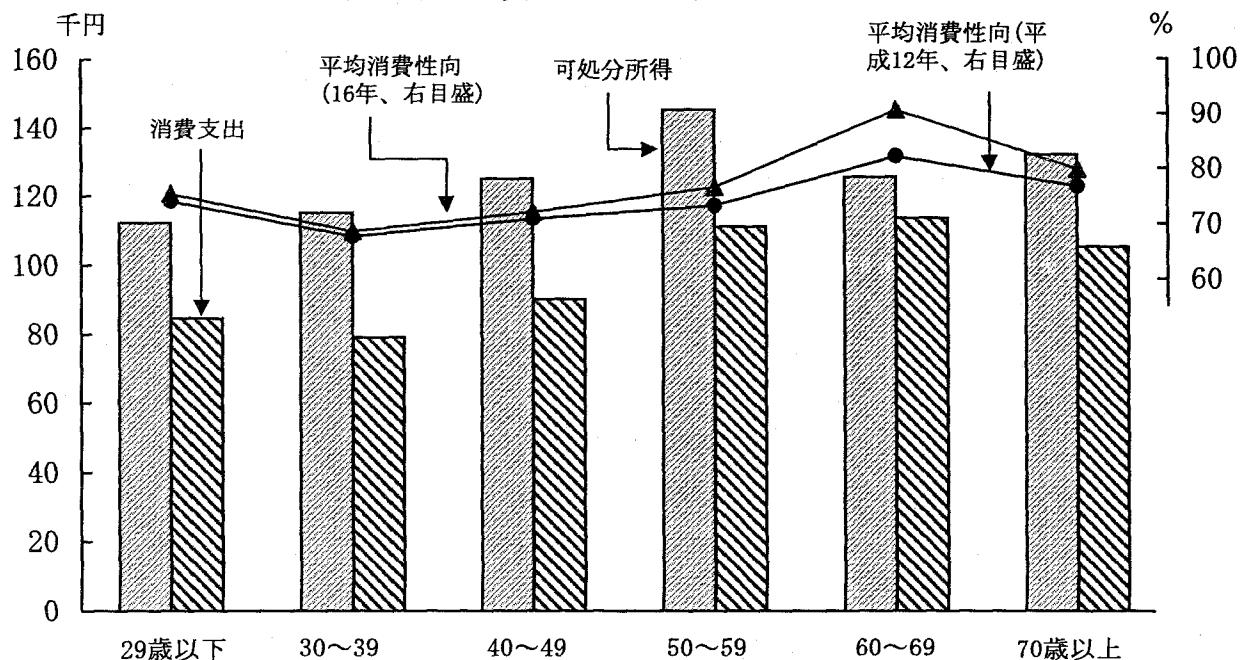
(単位：%)

	平成9年度	10	11	12	13	14	15	16 (4~12月)
消費支出	▲ 2.4	▲ 0.1	▲ 0.9	1.0	▲ 1.5	1.1	▲ 0.3	0.5
食 料	▲ 1.3	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 0.6	▲ 0.5	0.5	▲ 1.4	▲ 1.3
米	▲ 4.7	▲ 0.6	▲ 3.6	▲ 0.9	▲ 1.3	▲ 3.5	▲ 4.8	▲ 6.5
パン	▲ 0.7	1.6	0.2	▲ 2.7	▲ 1.3	3.2	3.7	1.7
めん類	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 1.6	0.6	1.5	1.3	0.5
魚介類	▲ 2.6	▲ 2.3	▲ 3.7	▲ 1.9	▲ 0.3	▲ 2.3	▲ 2.5	▲ 3.2
肉類	▲ 0.9	▲ 1.8	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 7.8	2.9	▲ 2.7	▲ 2.4
うち牛肉	0.3	▲ 5.3	▲ 1.8	▲ 2.8	▲ 23.2	11.3	▲ 2.9	▲ 7.3
豚肉	▲ 2.9	0.0	▲ 0.9	▲ 1.2	5.9	▲ 0.1	▲ 3.2	4.7
鶏肉	▲ 3.1	▲ 3.0	▲ 1.6	▲ 1.8	3.9	▲ 2.4	▲ 7.5	▲ 1.2
卵類	0.4	1.7	▲ 1.3	▲ 2.8	▲ 1.5	3.5	▲ 2.8	▲ 2.7
野菜・海藻	▲ 3.5	▲ 1.6	0.4	▲ 0.6	▲ 0.2	▲ 1.1	▲ 2.1	▲ 3.6
油脂・調味料	▲ 0.2	2.8	▲ 0.4	0.8	▲ 0.6	3.3	1.9	1.5
調理食品	3.6	1.9	1.7	1.5	3.4	0.5	1.5	▲ 1.2
果物	0.2	▲ 1.6	▲ 0.3	2.6	4.3	▲ 1.5	▲ 7.0	▲ 3.0
菓子類	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 2.8	▲ 1.4	3.0	0.9	▲ 0.1	▲ 1.4
飲料	▲ 1.0	1.7	3.7	▲ 0.4	2.0	3.0	2.6	6.1
酒類	▲ 5.1	3.1	▲ 3.7	▲ 0.4	▲ 1.7	▲ 0.1	▲ 0.5	▲ 0.1
外食	▲ 0.9	▲ 0.5	▲ 1.3	▲ 0.1	▲ 2.0	0.9	▲ 2.9	0.4

資料：総務省「家計調査」、「消費者物価指数」を基に農林水産省で作成。

注：2人以上の世帯（農林漁家世帯を除く）の年平均1か月間の1人当たり支出である。

図 I - 8 世帯主の年齢別にみた年平均1か月間の可処分所得、消費支出及び平均消費性向（世帯員1人当たり）



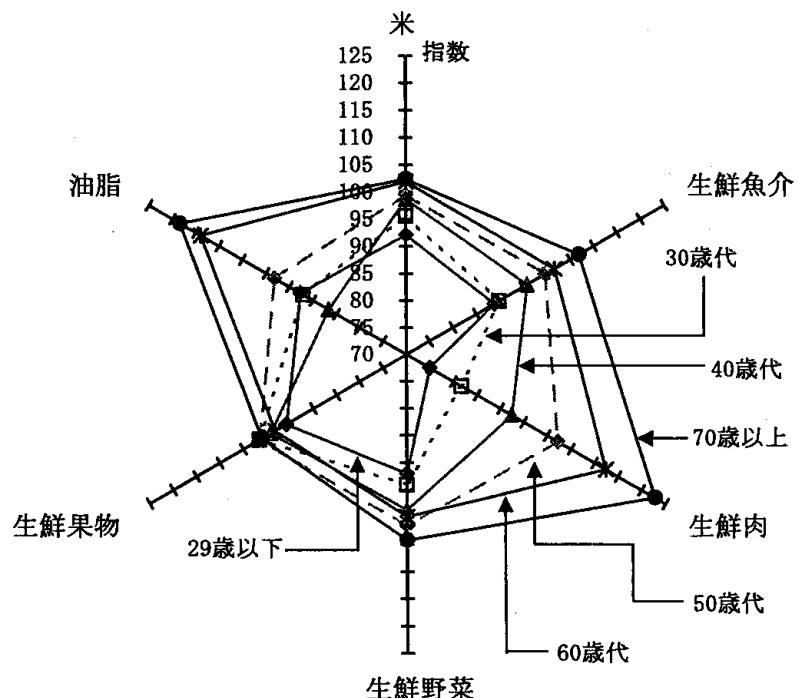
資料：総務省「家計調査」

注：1) 2人以上の世帯（農林漁家世帯を除く）の勤労者世帯についての数値である。

2) 可処分所得及び消費支出は16年の数値である。

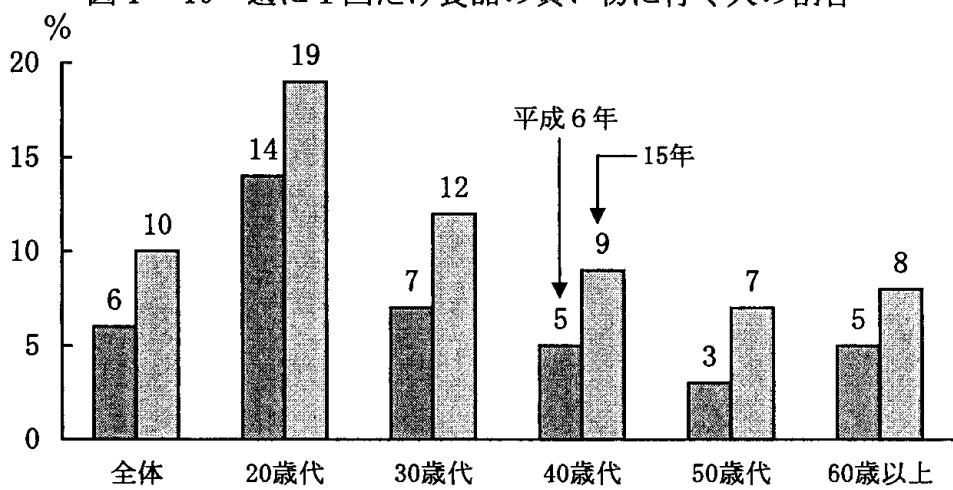
3) 平均消費性向とは、可処分所得に対する消費支出の割合である。

図 I - 9 世帯主の年齢別にみた食料品の購入単価（平成16年、指数）



資料：総務省「家計調査」を基に農林水産省で作成。  
 注：1) 2人以上の世帯（農林漁家世帯を除く）の数値である。  
 2) 全世帯の平均を100とした指数である。

図 I - 10 週に1回だけ食品の買い物に行く人の割合



資料：味の素(株)「2003年 AMC調査」（17年1月公表）。  
 注：全国の2人以上世帯の20～69歳の主婦を対象に実施したアンケート  
 調査（回答総数1,500）。

等として多様な形態をとっている。

こうした調理済み、加工済みの食材は、家庭以外にも外食産業や弁当・そう菜業等でも多く利用されている。その要因としては、食品産業における競争の激化のなかでの、人件費、水道代、廃棄物処理費用の負担の軽減、同一価格での多量の品揃えや通年の安定供給の利便性があげられる。特に、価格水準は重要な要素であり、内外価格差を背景として、多くの輸入製品、輸入原材料が食品産業に供給されている。この背景としては、我が国の狭い国土条件による土地価格の高さや賃金水準の高さ等に起因する価格差の存在があり、価格面からみれば輸入に頼らざるを得ない面もある。このように、消費者は自らの選択によって豊かで利便性・簡便性に富む食生活を享受しているが、その一方で、加工調理食品や輸入品がふえ、我が国の食を支えている国内の農業の姿がみえにくくなっている。

#### (ライフスタイルや就業形態の変化も食の変化を促す要因となっている)

我が国の消費者の購買行動は、欧米に比べて多頻度少量買いの特徴を有しているといわれているが、最近ではその形態や購入内容にも変化がみられる。

例えば、毎日、食品の買い物に行く人の割合は平成6年には35%であったのが、15年には26%にまで低下している一方<sup>\*1</sup>、週に1回のみ買い物に行く人の割合は同期間に6%から10%へ増加している(図I-10)。これを年齢別にみると、すべての世代において上昇しており、年齢が若くなるに従って、買い物の頻度は低くなっている。特に、20歳代では週に1回のみ買い物に行く人の割合が19%にまで達している。また、買い物の際の交通手段をみると、自動車の割合は、昭和56年度から平成15年度までの間に1割から5割へと大幅に上昇している<sup>\*2</sup>。

さらに、食料品の購入先は一般小売店の割合が低下する一方、スーパーの割合が上昇している<sup>\*3</sup>。食料品の購入先を世帯主の年齢別にみると、年齢の高い層ほど一般小売店を利用する傾向が強く、年齢の若い層ほどスーパーを利用する傾向が強い<sup>\*4</sup>。このように、消費者の食料品に関する購買行動は、かつての対面販売主体の一般小売店等における多頻度最寄り買いから、セルフ販売主体のスーパーにおける日常食料品の一括購入やコンビニエンスストア(以下、「コンビニ」という。)における弁当等の当用買いの併用へと、大きく変化してきているとみられる。

次に、就労形態の変化についてみると、女性の社会進出が進み、20歳代後半から50歳代にかけて女性の労働力人口比率が上昇している<sup>\*5</sup>。特に主婦の社会進出は、家事労働時間の減少を通じて、食生活の簡便化、サービス化志向を促す要因となっている。また、最近ではフリーターと呼ばれる定職に就かない若者が増加して217万人に達しているが<sup>\*6</sup>、特に男性のフリーターはコンビニの利用頻度が高く、この世代の調理食品の消費支出の高さも

\*1 味の素(株)「2003年 AMC調査」(17年1月公表)。図I-10の脚注参照。

\*2 農林水産省「食料品消費モニター第3回定期調査(食料品の購買行動について)」(16年8月公表)。全国主要都市に在住する食料品消費モニター1,021名を対象として実施したアンケート調査(回収率98.9%)。

\*3 農林水産省「食料品消費モニター第3回定期調査(食料品の購買行動について)」(16年8月公表)。

\*4 総務省「全国消費実態調査」(11年)

\*5 総務省「労働力調査」。昭和63年から平成15年までの間の動きをみたものである。

\*6 厚生労働省「労働経済白書」(16年版)

踏まえると、弁当の当用買いも多いものと考えられる。

さらに、高齢者を含めた単身世帯は、全世帯の23.3%（15年）<sup>\*1</sup>を占めており、今後も上昇が見込まれることから、さらに調理食品や加工食品等に依存する食の外部化<sup>\*2</sup>が進展するとみられる。

#### （食の変化が食品産業における食材調達や食料自給率の動向にも影響を及ぼしている）

このような食の変化により、我が国はかつてないほど豊かな食生活を享受しているが、その一方で、食品産業は消費者・実需者の需要の多様化の動きに対応するため、食材の調達先を海外に広げるなどの変化が生じている。この結果、食料消費において、国産品から輸入品への移行が進み、食料自給率にも大きな影響を及ぼしている。

以下では、食生活とこれを支えている食品産業等の動きや、食料自給率の動きについて詳しくみていくこととする。

#### （2）食料産業の動向

##### （食料産業は、地域経済も含めて国民経済上重要な地位にある）

食料産業は、農・漁業<sup>\*3</sup>と食品製造業、食品流通業（食品卸売業、食品小売業）及び外食産業からなる食品産業、これらに関連する資材供給産業、流通産業等から構成されており、食料の安定供給や食生活の多様化・高度化を支える重要な役割を担っている。

農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」によると、食料産業の国内総生産（GDP）<sup>\*4</sup>は51兆円（14年度）であり、全産業の国内総生産497兆円のうち、10.3%を占める「1割産業」として、国民経済上重要な地位にある。しかし、近年は伸び悩み傾向があり、9～14年度の間に8.6%減少しているが、そのなかで食の外部化等の進展に伴い関連製造業（食品製造業、資材供給産業等）及び関連流通業（食品流通業等）の割合が増加している（図I-11）。

特に、食品製造業については、地域経済においても重要な地位を占めており、各都道府県の工業出荷額の部門別内訳をみると、25府県において食料品・飲料等の製造業が上位部門を占めている（表I-6）。

##### （農業生産資材コストの削減を図ることが必要である）

食料産業の発展の過程で食の外部化が進行し、国内総生産に占める農・漁業の割合は相対的に低下している。そのなかで、農業生産額に占める資材・サービス等の割合（中間投入率）は、昭和50年代後半から低下傾向にあったが、平成2年度以降、再び上昇に転じている（図I-12）。

我が国の農産物価格には、急峻、狭あいな国土条件のもとでの経営規模の零細性、高い農地価格等の制約に加え、欧米に比べて割高な肥料、農薬、飼料及び農業機械等の生産資材にかかるコストが反映されている。

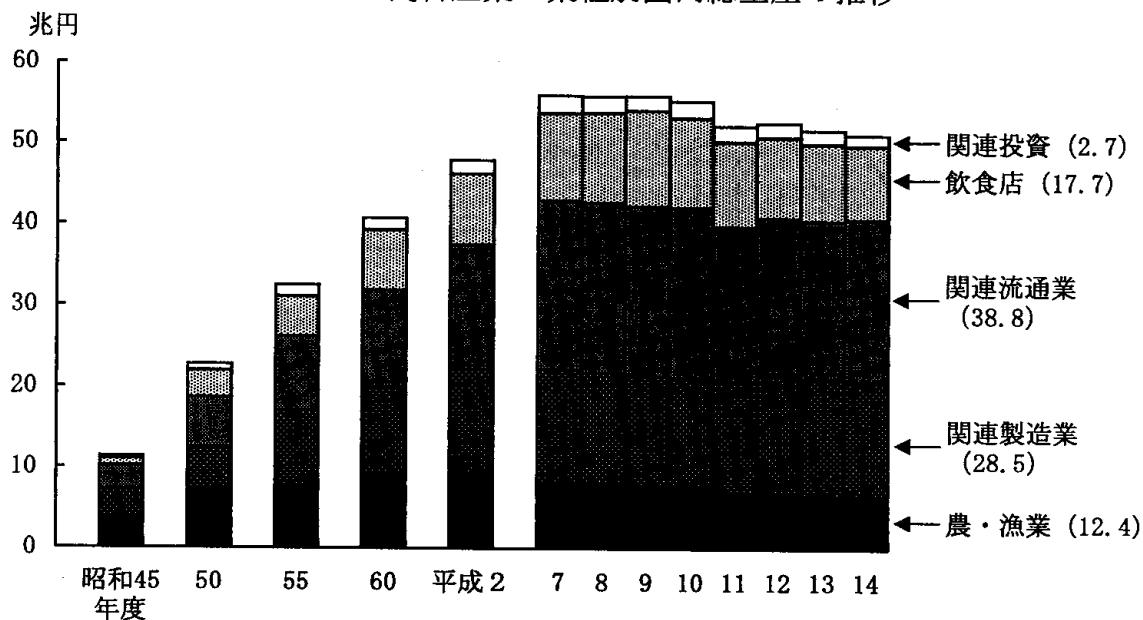
\*1 厚生労働省「国民生活基礎調査」（15年）

\*2 卷末〔用語の解説〕を参照。

\*3 きのこ類やくり等の特用林産物を含む。

\*4 卷末〔用語の解説〕を参照。

図 I - 11 食料産業の業種別国内総生産の推移



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注：( ) 内は、14年度に占める各業種の割合(%)である。

表 I - 6 各都道府県の工業出荷額からみた主要部門別内訳（平成15年、上位3位）

	食料・飲料		電子	輸送	一般	化学	(単位：都道府県数)
		うち飲料					
計	25	4	22	19	19	16	
1位部門	8	1	7	13	6	4	
2位部門	7	0	13	2	7	7	
3位部門	10	3	2	4	6	5	

資料：経済産業省「工業統計」

- 注：1) 食料・飲料：食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
- 2) 電子：電子部品・デバイス製造業
- 3) 輸送：輸送用機械器具製造業
- 4) 一般：一般機械器具製造業
- 5) 化学：化学工業